

令和4年度新型コロナウイルス感染症外来診療受入協力金 Q & Aについて

Q 1 外来診療からそのまま入院となった場合は対象となるか。

A 対象である。

Q 2 発熱等の新型コロナウイルス感染症を疑う患者の受診は対象となるか。

A 当該協力金の対象者は自宅等に療養中の陽性患者であるため、対象とならない。

Q 3 新型コロナ疑い患者（疑陽性）の患者の受診は対象となるか。

A Q 2 同様対象とならない。

Q 4 有症状の濃厚接触者の受診は対象になるか。

A Q 2 同様対象とならない。

Q 5 当院で陽性となり、一度帰宅した患者が症状悪化に伴い同日、再度当院を受診した場合、本協力金の対象となるか。

A 対象となる。

Q 6 保健所から薬の処方を依頼され、患者が来院し、受診はせずに薬の処方のみを行った場合は対象となるか。

A 対象とならない。

Q 7 保健所から入院の依頼があった患者を入院前に診察し、そのまま入院の処置を行った。この場合は受診の扱いになるのか。

A 対象とならない。

Q 8 自宅療養中の患者が、療養期間中に複数回受診した場合は、その回数分の協力金が生じるのか。

A 複数回受診した場合においても、すべて当該協力金の対象となる。

Q9 療養期間が終了した（元）陽性者が後遺症を訴え受診した場合、本協力金の対象となるのか。

A Q2同様対象とならない。

Q10 救急外来も本協力金の対象となるか。

A 自宅等に療養中の陽性患者であれば対象となる。

Q11 保健所を介さず、病院が行っている健康観察により来院を促し、外来診療を行った場合も本協力金の対象となるか。

A 対象となる。

Q12 保健所からの依頼により、施設等への往診を行った場合は本協力金の対象となるか。

A 対象とならない。

Q13 オンライン診療は本協力金の対象となるか。

A 対象とならない。

Q14 新型コロナで療養中の患者が、コロナの症状以外で外来受診した場合は本協力金の対象となるか。

A 対象となる。

Q15 新型コロナで療養中の透析患者について、透析治療以外の外来診療を行った場合は加算（20,000円）の対象となるか。

A 外来診療協力金（30,000円）の対象であるが、加算（20,000円）の対象とはならない。

Q16 みなし陽性患者は本協力金の対象となるか。

A 対象となる。